

平成30年度 事業計画書

社会福祉法人
東松島市社会福祉協議会

社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会
平成30年度 事業計画書(案)

I. 基本方針 「誰もが安心して笑顔で暮らせる“ささえあい”のまちづくり」

平成30年度から始まる3年間は、「宮城県震災復興計画」の「発展期」として、平成23年3月11日の東日本大震災からの復興の総仕上げに向けての重要な期間と位置付けられています。過去7年間の復旧・復興の取り組みにより、集団移転や災害公営住宅への移転など、ハード面の復興まちづくりは着実に進展しつつありますが、その一方で、未だ応急仮設住宅での生活を余儀なくされている被災者への支援や新たな生活の場における生活再建、孤立防止、心身のケア、生きがいづくりによる「心の復興」が重要な課題となっています。

また、近年、地域社会においては、少子高齢化や核家族化、生活困窮世帯の増加などにより、これまでの福祉制度だけでは支援することが難しい「制度の狭間の課題」や「複合的課題」が増加しています。

このような社会状況を踏まえ、国は地域共生社会の実現に向け、「住民に身近な圏域」を基盤とする包括的な支援体制の整備に着手しています。また、このような国の動きに対応するため、全国社会福祉協議会は「社協・生活支援活動強化方針 第2次アクションプラン」をとりまとめ、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を強化方針の柱と位置付けています。

このような中、本会は、地域福祉の充実発展のため、昨年度東松島市と共同策定した第2期地域福祉推進計画を着実に進め、地域支え合い体制づくりの一層の強化、「住民に身近な圏域」での福祉総合相談の仕組みづくりや部門間横断による相談支援体制づくりを通じた地域における包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

また、今年度からの地域包括支援センター2か所化に着実に対応しながら地域包括ケアシステム構築に積極的に関わってまいります。

さらに、社協ネットワークのもと、社協職員としての意識の確立と資質向上を図るため、「社協・生活支援活動強化方針」や「社協職員行動原則」等の共有化や人材の育成に努めるとともに、社協に対する住民理解を深めるための取り組みを強化してまいります。

Ⅱ. 重点事業

1. 住民主体による地域支え合い体制づくりの推進

- ① 生活支援体制整備事業
- ② ふれあいサロン活動助成金交付事業
- ③ 高齢者等地域見守り活動の推進（シルバーメイト事業（仮称））
- ④ 生活支援ボランティア活動の事業推進（ひがまつあんしんサポート事業（仮称））
- ⑤ 住民支え合いマップづくりに向けた調査・研修

2. 地域における包括的な相談支援体制の構築

- ① 出前総合相談「福祉なんでも相談所」の開設
- ② 部門間横断の相談支援体制づくり

3. 「社協・生活支援活動強化方針」等を踏まえた職員意識改革・資質向上の推進と住民理解の促進

- ① 「社協・生活支援活動強化方針」等の職員の共通理解の促進
- ② 地域福祉推進のための人材基盤強化策の実施
- ③ 情報発信力の強化

Ⅲ. 事業実施項目

1. 地域福祉事業拠点区分

(1) 法人運営事業

① 理事会の開催	
事業の 目的	理事会を開催し、事業計画や予算等の法人の重要な方針等を決定するとともに、理事の職務の執行の監督や法人の重要な人事に関する決定を行う。
事業の 概要	理事会の開催 (1) 法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
備考	年3回開催(6月・11月・3月予定)
② 評議員会の開催	
事業の 目的	評議員会を開催し、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに役員等の選任・解任等を通じ、法人運営を監督する。
事業の 概要	評議員会の開催 (1) 理事及び監事の選任又は解任 (2) 理事及び監事の報酬等の額 (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準 (4) 予算及び事業計画の承認 (5) 計算書類及び財産目録並びに事業報告の承認 その他
備考	年3回開催(6月・11月・3月予定)
③ 監査会の開催	
事業の 目的	理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
事業の 概要	監査会の開催 (1) 決算監査の実施(理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況) (2) 定期監査の実施(理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況)
備考	年4回開催(5月・7月・10月・1月予定)

④ 支部長会議の開催	
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・支部（自治会）を単位とする小地域ごとの「福祉のまちづくり」の推進 ・社協事業に対する住民理解の促進（事業報告、決算、事業計画、予算など）
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・支部長会議の開催 （前年度事業報告・決算報告、当年度事業計画・予算の説明、「福祉のまちづくり」等の小地域福祉活動関連助成制度の説明、新支部長への委嘱状の交付）
備考	年間1回（7月予定）
⑤ 賛助・特別会員の加入促進	
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤の強化 ・社協事業に関する理解の促進 ・「福祉のまちづくり」のための支援の輪の拡大
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・上記目的実現のため、市内事業者等による賛助・特別会員への加入を促進 ・市内事業所、取引業者等に対して依頼文を郵送し、加入に努める ・支部長の協力により地域の理解を得る
備考	「税額控除対象法人」に関する調査の実施と次年度申請可否の判断
⑥ 組織マネジメントの強化	
事業の目的	社会福祉協議会の事業運営の信頼性を高めるため、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全の4つの目的の達成を目指すもの。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ①予算管理方法の構築（予算執行状況の適時可視化と共有） ②業務マニュアルの整備（業務フロー、各種様式整備）・共有と事務の合理化 ③法人運営・会計処理に関する自己点検の実施 ④会計に関するコンプライアンス強化
備考	
⑦ 「社協・生活支援活動強化方針」等の職員の共通理解の促進	
事業の目的	今日の生活課題の深刻化や多様化の状況、様々な主体が新たな地域福祉実践に取り組む時代にあって、現在の社協活動が、「住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」「社協の使命を果たすものになっているのか」ということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図るもの。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「社協・生活支援活動強化方針」等に関する内部研修の実施 ・外部研修・セミナー等の受講
備考	

⑧ 地域福祉推進のための人材基盤強化策の実施	
事業の目的	誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる「福祉のまちづくり」を推進することにより、東日本大震災からの復興を後押しするため、職員一人ひとりが社協の性格や使命を正しく理解し、求められる役割を発揮できるよう、職員の資質向上と組織体制の充実等を図ることにより、地域福祉推進のための人材基盤を組織的に強化する。
事業の概要	①資格取得のための受講料等の助成金とスクーリング等旅費の財源 ②復興支援のための社協本部機能の強化 （本部の業務負担軽減のため臨時職員を補充） ③各部門別研修計画の策定と実施 ④キャリアパスの策定
備考	人材基盤強化臨時特例基金事業の最終年度 ⇒事業継続について今年度中に検討
⑨ 復興過程における職員のストレスケア	
事業の目的	長期にわたり非常時の体制で復興支援を中心に事業を展開する中で、特定の部署に限らず、すべての部署において震災前とは大きく業務執行状況が変化しており、多くの職員が持続的に大きなストレスにさらされやすい環境に置かれている。 職員の心の健康づくりのため必要な対策を実施するもの。
事業の概要	①心の健康づくり計画の策定 ②関係者への事業場の方針の明示 ③労働者の相談に応ずる体制の整備 ④関係者に対する教育研修の機会の提供等 ⑤事業場外資源とのネットワーク形成
備考	
⑩ 部門間横断の相談支援体制づくり	
事業の目的	複数分野にわたる複合的な問題を抱える対象者・世帯に対し、社協として分野横断的かつ包括的に支援する総合相談体制を構築するもの。
事業の概要	・深刻な生活課題を抱えるケースに関する個別ケース検討会議の実施 ・困難ケースに関する定期的な状況のフォロー ・連携・情報共有に関するルール作り
備考	

(2) 地域福祉推進事業

① ふれあいサロン活動助成金交付事業	
事業の目的	サロン活動が定着し、体力の維持・向上と地域住民同士の顔の見える関係が持続的に築けるよう、一定の基準を満たす団体に助成金を交付するもの。
事業の概要	茶話会、健康づくり体操を主な活動として、その活動のほかにレクリエーション、年中行事等の充実を図るために必要な経費への助成。 (対象経費) 謝金、旅費交通費、消耗品費、食料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、使用料、保険料
備考	
② 東松島市地域福祉推進計画の推進	
事業の目的	第2次東松島市地域福祉推進計画の完成と計画に基づいた推進委員会を開催し、本計画の進捗の評価及び計画推進に必要な事項の審議を行うとともに関係機関等への意見・提言を行うもの。
事業の概要	第2次東松島市地域福祉推進計画の完成 東松島市地域福祉推進委員会の開催 (1) 推進計画の進捗状況の確認、把握及び評価に関すること。 (2) 推進計画の施策の推進のための支援策の検討に関すること。 (3) 推進計画の見直しに関すること。 (4) その他推進計画の推進のため必要と認められる事項にかんすること。
備考	年2回(予定)
③ 福祉のまちづくり支援事業の実施	
事業の目的	誰もが孤立することなく住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるように各支部が実施する小地域を単位とした「福祉のまちづくり」活動の推進を図ることを目的とする。
事業の概要	各支部が実施する小地域を単位とした「福祉のまちづくり」活動への助成金の交付 助成金の額(上限):各支部の会費総額の20%
備考	平成30年4月～平成31年3月(会費納入後申請受付)

④ 自治協議会（福祉部会）や市民センターとの連携の推進	
事業の目的	地域福祉事業の推進を図るため、市民協働のまちづくりと連携した事業に対し交付金として助成するもの
事業の概要	地域福祉活動推進事業交付金事業 ・地域自治組織が設置する福祉に関する部会等の運営及び事業への助成 ・上限7万円
備考	
⑤ ふれあいのつどい事業	
事業の目的	高齢者相互の交流及び情報交換の場を提供し、社会参加を促しながら生活の基盤となる地域活動への参加意欲を向上させるとともに孤立や引きこもりを防止する。
事業の概要	外出する機会が少なくなってきた高齢者を対象とし、参加者相互で気兼ねなく交流する時間を提供し、会食を通じながら一人では過ごすことのできない一日を楽しんでもらう。
備考	対象年齢の変更 概ね65歳以上⇒概ね70歳以上
⑥ ノーマライゼーション普及事業の実施（夏休みのつどい事業）	
事業の目的	学校や学年の枠を外し、児童・生徒の社会性と協調性を育み、体験学習を通じ「自分にもできる」という自信と、また同行する家族には学校では見ることのできない子どもたちの成長過程を実感してもらおう。
事業の概要	東松島市教育委員会との共催。 雨天時でも活動できるような体験施設等を利用し、参加者相互の交流を図る
備考	7月下旬 ～ 8月上旬
⑦ 特別支援学級への学用品等支給事業	
事業の目的	児童生徒の学習支援の一環として、学校で学び成長する過程を実感してもらうため、市内特別支援学級設置校と支援団体（あかしや会・しいのみ会・いちよの会）が共催する行事において、学用品等の支給を行う。 (社協後援事業)
事業の概要	「クリスマス学習会」 クリスマスプレゼントの贈呈（12月） 「卒業・進級を祝う会」 記念品の贈呈（3月）
備考	

⑧ 子ども・若者の居場所づくり支援事業	
事業の目的	経済状況等により子どもの育成環境が悪化することのないよう、家庭や学校以外の場における子どもたちを育む居場所(集まれる場、活躍の場)を形成するため、地縁組織やテーマ型の組織など多様な支援者間のネットワークを構築する
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援に係る多様な主体が強みを生かして役割を発揮できる関係づくり ・子どもの居場所づくりに資する地域資源の把握とニーズの把握 ・子どもの居場所づくりの担い手の発掘と取組みへの支援
備考	
⑨ 情報発信力の強化	
事業の目的	・多様な媒体を活用して、身近な福祉に関する情報を市民に向けて発信し、社協事業を初めとした様々な地域福祉活動に関する市民の理解を深める。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会の開催 ・「社協だより」の発行 年12回 ・ホームページ・SNSでの情報の発信 ・SNS活用に関する指針の策定、研修会等の実施 ・社協パンフレットの制作
備考	
⑩ 東松島市民生委員児童委員協議会（事務事業の一部）の支援	
事業の目的	民生委員児童委員協議会の目的達成に向けての事務支援を行うもの
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、定例会等に関する事務支援 ・ブロック民児協との連絡調整 ・研修事業への協力 ・市や社協等との連携に関する調整
備考	

⑪ 各種福祉関係団体の事務支援	
事業の目的	市内の福祉関係団体がそれぞれの目的達成に向けて自立した活動ができるように事務支援を行うことにより、市内の地域福祉活動の活性化を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体の事務支援（民児協以外） ・福祉団体主催行事の運営支援（スポーツ大会、演芸大会、移動研修会） ・障害児者支援団体との連携
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の福祉関係団体（民児協以外） ①東松島市老人クラブ連合会 ②東松島市遺族会 ③東松島市身体障害者福祉協会 ④東松島市介護支援すこやかクラブ
⑫ 社福法人・社協連携による「地域における公益的な取組」の推進	
事業の目的	社会福祉法人が、非営利法人として、制度や市場原理では満たされないニーズに応えることが期待されているという原点に立ち返り、市内社会福祉法人や行政との協働により、様々な社会生活上の困難を抱える者に対して、他の経営主体で担うことが必ずしも期待できない福祉サービスを積極的に実施・開発していくためのプラットフォームを構築するもの。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・東松島市社会福祉法人地域公益活動研究会（仮称）の設置 ・「地域における公益的な取組」推進セミナーの開催
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議の開催：年2回（10月、3月） ・実務者会議の開催：年3回（7月、10月、1月）
⑬ 東松島ふくしネットワーク事業の実施	
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・東松島ふくしネットワーク事業（市内福祉事業者等ネットワーク化推進事業）
事業の概要	<p>市内福祉事業所等に所属する職員間の「顔が見える」関係づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護関連事業収益地域福祉還元事業 <p>（事業所間の情報交換やサービス向上への取り組み、福祉課題の解決等を目的としたネットワーク組織の構築も将来的な構想として視野に入れる）</p>
備考	<p>介護関連事業収益の還元方法（会計処理）については、見直しを検討</p> <p>（案）基金化・・・年度ごとの事業収益の変動に左右されない仕組みの構築</p>

⑭ 災害時生活支援体制の整備	
事業の 目的	災害時要援護者の避難や生活支援を念頭に、福祉避難所や災害ボランティアセンター運営等の体制整備を推進するもの
事業の 概要	①福祉避難所設置訓練の実施（市総合防災訓練への参加） ②災害ボランティアセンター設置訓練の実施（市総合防災訓練への参加） ③市民を対象とした災害ボランティア講座の開催
備考	
⑮ 高齢者等地域見守り活動の推進（シルバーメイト事業（仮称）・東松島市補助事業）	
事業の 目的	高齢者等が地域で安心した生活が送れるよう、自治会等が実施する「見守り活動」の推進を支援するもの。
事業の 概要	自治会や行政区単位の町内会で実施する高齢者等への安否確認や声掛け等の活動に対し、技術的な活動支援や活動費の交付を行うもの。
備考	

（３）生活支援体制整備事業

①生活支援体制整備事業（東松島市からの受託）	
事業の 目的	高齢者等が住み慣れた地域で誇りと生きがいを持って在宅生活を継続することができるよう、高齢者等の支援ニーズと提供されるサービスのコーディネーター機能を担い、サービスを提供する多様な事業主体と連携して、多様な介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築することを目的とする。
事業の 概要	全市的な介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築するため、以下の業務を行う。 （１）支え合いの仕組み・制度啓発 （２）支援ニーズの把握 （３）介護予防・生活支援サービスの把握 （４）資源の把握・資源マップの作成 （５）資源の開発 （６）ニーズとサービスのマッチング （７）協議体（支え合い推進委員会）の運営及び連携
備考	生活支援コーディネーター配置 第２層（市内８エリア）協議体の設置に向けた準備 平成３０年度については第２層協議体を３ヵ所設置予定

(4) 共同募金事業 (共同募金配分金による事業)

① 東松島市共同募金委員会の運営	
事業の 目的	地域福祉の推進のため、住民の意向を十分に反映し、共同募金運動を行うことを目的とする。
事業の 概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 共同募金活動の実施 (2) 共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践 (3) 広報・啓発活動の実施と世論の醸成 (4) 民間地域福祉にかかわる資金需要の把握及び配分計画案の策定など配分調整の実施 (5) 受配者との連絡並びにボランティア団体等からの相談への対応 (6) 歳末たすけあい運動の推進 (7) その他、共同募金運動の目的を達成するために必要な事業
備考	
② 共同募金一般配分事業の実施	
事業の 目的	東松島市共同募金委員会からの配分を受け、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開するもの。
事業の 概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 老人福祉活動費 ② 障害児・者福祉活動費・・・障害者団体への助成金、相談支援 ③ 児童青少年福祉活動費・・・赤い羽根ポスター展の開催 要援護世帯の児童支援 ④ 災害ボランティア支援・・・災害時の派遣にかかる経費、必要品の整備
備考	
③ 歳末たすけあい配分事業の実施	
事業の 目的	共同募金運動の一環として地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開するもの
事業の 概要	<p>地域の福祉ニーズをもつ方（世帯）への支援等の実施</p> <p>※平成 29 年度は以下の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活困窮者への年越し見舞 ②子ども・障害者支援団体に対しての支援 ③市内小中学校支援学級支援団体への配分 ④見守り活動団体
備考	平成 30 年 12 月

④ ボランティア登録団体助成事業の実施	
事業の 目的	ボランティア登録団体の育成を兼ね、活動しやすい環境づくりと組織の活性化を図り、市民自らが取り組むボランティア活動を支援する。
事業の 概要	団体相互のネットワークの構築と活動に対しての助成事業 ボランティア登録団体助成 20,000 円／団体
備考	
⑤ 総合的学習支援事業の実施	
事業の 目的	家庭や学校外での地域社会とのつながりを意識し、地域資源を活用した体験学習を通じ、自分たちの暮らしの中にある地域との結びつきを感じてもらう。
事業の 概要	各学校で地域の関わりによって取り組む「総合的な学習の時間」に行う事業に対し、共同募金の配分金を活用して実施する。活動の成果については、赤い羽根共同募金会のホームページで紹介予定。 ・総合的学習支援助成金 市内小中学校に助成 40,000 円／校
備考	

(5) ボランティアセンター事業

① 地域福祉・ボランティア活動へのきっかけづくり	
事業の 目的	地域福祉活動やボランティア活動への住民参加を促進するため、各種養成講座や講演会、体験学習などの取組みを進め活動の場の拡充を図る。
事業の 概要	①ボランティア交流及び情報交換 登録されている既存のボランティアグループの交流を図る。 ②ボランティア養成講座 ボランティア活動の参加を働きかけ、地域でも実践できる講座や知識を広げるための研修・講演会等の開催
② ボランティア・市民活動センター機能の充実	
事業の 目的	ともに支え合う地域を目指し、居住する地域に見合ったボランティア活動の企画や実践を主導するリーダー及び活動を実践すめための人材を育成する。
事業の 概要	①ボランティア養成研修（ボラセン運営事業） ②福祉協力校の指定と助成（小中学校全体で3校程度） ③キャップハンディ体験等 ④ボランティア団体交流会（意見交換会） ⑤講座受講者等の活動の場の開拓（調査研究）
備考	
③生活支援ボランティア活動の事業推進（ひがまつあんしんサポート事業（仮称））	
事業の 目的	高齢者等の日常生活上のちょっとした困りごとを地域住民（ボランティア）の協力を得て解決する仕組みを構築する。
事業の 概要	①生活支援サービス事業の実施 生活支援を必要とする市民（利用会員）とその支援を行う市民（協力員）をつなぐことにより日常の生活課題を解決する。利用会員は事前に30分あたり300円の利用チケットを購入することで利用料の支払いとし、協力会員へは活動時間に応じた費用弁償を支払う（30分300円）。 ②生活支援サービス専門コーディネーターの育成。
備考	

(6) 老人福祉センター運営事業

① 東松島市老人福祉センターの指定管理	
事業の 目的	<p>地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者が健康で明るい生活ができるように支援する。</p> <p>(東松島市老人福祉センター条例第1条)</p>
事業の 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・東松島市老人福祉センターの管理運営 ・機能回復訓練事業の実施 ・老人福祉法の規定に基づく老人に対する各種相談事業及び健康の増進、教養の向上およびレクリエーションに関する事業の企画と実施 ・高齢者がゆったりくつろげる憩いの場の提供 ・フリースペースを開放し、市民が集える場の提供
備考	
② 老人福祉センター自主事業 (いったりかったりサロン事業・お休み処湯楽里)	
事業の 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・引きこもりがちな高齢者等に「気兼ねなく集える場」を提供し、「潤いのある時間」を過ごしてもらう ・来場者同士が顔なじみになることにより、孤立を防止する。 ・介護関連事業収益地域福祉還元事業
事業の 概要	<p>①いったりかったりサロン (年1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち寄ってゆっくりできる場所 (目的を限定せず、集える場所) の提供 ・来場者同士が顔なじみになることにより、自然にお互いの安否を気遣う場づくり ・各種イベントの実施 (平成29年度は、音無美紀子の歌声喫茶、映画上映) <p>②お休み処 湯楽里 (月1回程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お休み処」の開設 (茶菓等提供、入浴施設開放、映画上映等のイベント) ・食事の提供 (カレーライス) ・趣味、サークル活動とその作品展示やPRの場の提供 ・運営ボランティアを公募
備考	介護事業所収益等による地域福祉貢献事業

(7) 高齢者生活支援事業（移送事業）

① 外出支援移送サービスの実施（東松島市からの受託）	
事業の目的	家庭内において送迎すること又は公共交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者及び身体障害者等に対して、移送用車両を利用して、居宅と医療機関との送迎サービスを行うことにより、医療受診のための交通手段確保を図ることを目的とする。 (東松島市外出支援サービス事業実施要綱)
事業の概要	・福祉車両による外出支援サービス（福祉有償運送） 2キロメートル未満 : 300円 2キロメートル以上3キロメートル未満 : 400円 3キロメートル以上5キロメートルまで : 500円 以後、1キロメートル追加ごとに100円を加算した額
備考	移送先は、原則、東松島市内

2. 総合相談事業拠点区分

(1) 生活困窮者自立促進支援事業

① 自立相談支援事業（東松島市からの受託）	
事業の目的	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援の体制を構築する。 (生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業)
事業の概要	①自立相談支援事業の実施 ・生活困窮者の把握、相談受付 ・アセスメントとプランの策定 ・支援の実施、評価 ②就労支援事業の充実（無料職業相談事業の実施） ・無料職業相談事業の実施 ・社協事業を活用した社会参加の機会の提供
備考	東松島市からの受託事業
② 家計相談支援事業（東松島市からの受託）	
事業の目的	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。 (生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業)
事業の概要	①支援対象者の把握、相談受付 ②家計再生プラン（家計支援計画）の策定 ③支援の実施、評価 ④新生銀行・NPOとの連携による家計教育プログラムの試行的実施
備考	東松島市からの受託事業

③ 生活用品等支援事業（緊急を要する援護者への物品給付）の実施（自主事業）	
事業の 目的	生活困窮者に対し生活用品を支給することにより、緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、一時的な生活の安定に役立つことを目的とする。
事業の 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建等に関する相談援助 ・生活用品等の支給（食糧、介護用品等） ・フードバンクの活用（みやぎ生協）
備考	
④ 火災見舞金支給事業の実施（自主事業）	
事業の 目的	火災により被害を受けた世帯に対して見舞金を支給することにより、生活の安定に役立つことを目的とする。
事業の 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・火災見舞金の支給 <p style="margin-left: 20px;">全焼の場合 ： 20,000円＋毛布1枚</p> <p style="margin-left: 20px;">半焼の場合 ： 10,000円</p>
備考	<p>宮城県共募からの見舞金：全焼3万円、半焼2万円</p> <p>東松島市からの損害見舞金：全焼10万円、半焼5万円、部分焼1万円</p> <p style="text-align: center;">（その他、火災弔慰金、負傷見舞金あり）</p>

(2) 生活福祉資金貸付事業

① 生活福祉資金貸付事業の実施（宮城県社会福祉協議会からの受託）	
事業の目的	低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の推進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的とする。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・生活再建等に関する相談援助・生活福祉資金の貸付（民生委員経由の貸付申請）・緊急小口資金償還期限到来による滞納者の償還指導
備考	※事業の実施主体は、宮城県社会福祉協議会

(3) 生活安定資金貸付事業

① 生活安定資金貸付事業の実施	
事業の目的	東松島市に居住する低所得世帯に対し、必要な生活資金の貸付を行うことにより、自立更生と生活安定に寄与することを目的とする。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・生活再建等に関する相談援助・生活安定資金の貸付 原則1件 50,000円以内（70,000円まで可） 無利子無担保、保証人1人、民生委員経由の申請
備考	原資：生活安定資金 4,944,535円（一時援護資金貸付分を含む）
② 一時援護資金貸付事業の実施	
事業の目的	生活保護申請中の世帯に対し、小口の資金の貸付と必要な指導援護を行うことにより、保護の可否が決定されるまでの間の生計を補うことを目的とする。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・生活再建等に関する相談援助・一時援護資金の貸付 1件 30,000円以内、無利子無担保、保証人なし、生活保護申請中
備考	原資：生活安定資金 4,944,535円

(4) 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

① 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の実施（宮城県社会福祉協議会からの受託）	
事業の目的	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・対象者の状況把握と初期相談への協力・調査、支援計画の作成・見直しや契約締結等への支援・契約に基づく利用者への具体的な援助の支援・生活支援員の推薦・利用者の日常的金銭管理用の通帳及び印鑑等の保管
備考	基幹的社協は、石巻社会福祉協議会

(5) 生活復興支援資金貸付事業

① 生活復興支援資金貸付事業の実施（宮城県社会福祉協議会からの委託事業）	
事業の目的	・東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援することを目的とする。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・生活再建等に関する相談援助・生活復興支援資金の貸付（民生委員を経由せずに申請可）・緊急小口資金（特例）貸付に係る償還指導
備考	※事業の実施主体は、宮城県社会福祉協議会

3. 在宅介護事業拠点区分

(1) 訪問介護事業（介護保険）

① 訪問介護事業（介護保険サービス）の実施	
事業の目的	高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。
事業の概要	①介護保険サービス ・入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助 ②ほっとサービス（自費サービス） ・各種福祉サービスで対象範囲外とされる事項で対応可能なもの (入院者への買い物等の代行、妊産婦の家事、買い物等の代行、一人で外出できない場合の付添い・・・など)
備考	

(2) 訪問介護事業（障害福祉）

① 訪問介護事業（障害福祉サービス）の実施	
事業の目的	障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。
事業の概要	①障害福祉サービス ・入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
備考	障害者総合支援法に基づく事業

(3) 居宅介護支援事業

① 居宅介護支援事業の実施	
事業の目的	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。
事業の概要	(1) 居宅介護支援業務 ・ケアプランの作成 ・居宅サービス事業者等との連絡調整等 ・介護認定の申請代行 ・入所を要する場合の介護保険施設への紹介等 ・要介護者等の日常生活の自立のための相談援助 (2) 質の高いケアマネジメントの実施 ・特定事業所加算Ⅱに適合する質の高い事業所運営の実施 (3) みやぎ医療福祉情報ネットワークシステム (MMWIN) の本格導入 (地域包括ケアシステム関連)
備考	

4. 被災者支援事業拠点区分

(1) 被災者サポートセンター運営事業（東松島市からの受託）

① 寄り添い型被災者生活支援の実施	
事業の目的	仮設住宅から集団移転地、災害公営住宅へ転居する最終年度を迎え、仮設住宅入居全世帯に対しては戸別訪問（相談支援）による孤立感の解消、また、災害公営住宅等に転居した方についても対象者を絞りつつ、一定期間の戸別訪問を実施する。また、新たな地域生活での社会参加を促し、孤立しないよう支援を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅：生活支援相談員（LSA）による週1回程度の訪問 ・みなし仮設住宅：LSAによる月1回程度の訪問（民生委員による月1回の訪問あり） ・災害公営住宅：LSAによる月3回程度の訪問 ・集団移転地：LSAによる年2回程度の訪問 ・ケース会議の開催（随時） ・個別状況のモニタリング（地域福祉連絡会議、災害公営住宅担当者サポート会議） ・て・あ一て推進協会、北原クリニックとの情報交換（四半期に1回）
備考	
② 地域交流サロン運営支援事業	
事業の目的	災害公営住宅の整備や自主再建による仮設住宅からの退去に伴い、転居先の住民同士のつながりが希薄化していることから、住民同士の交流の場づくりや顔の見える活動を支援することにより、住民交流の促進、孤立感の解消や軽減を図るもの。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・お茶会を開催し、参加者同士の交流を図る ・各地域のお茶会等交流事業の実態把握 ※いきいき百歳体操とサロン活動の推進事業に合わせて実施
備考	
③ こころと体のケア事業	
事業の目的	東松島市の被災者を対象とした専門職による家庭訪問、健康状態の把握、健康相談などの支援を行い、被災者の心身の健康保持・増進に寄与することを目的とする。
事業の概要	業務委託先の看護師と本会生活支援相談員が対象世帯を訪問し、被災者の心身の健康状態の把握と健康上の問題に対する相談支援を行う。また、必要に応じ、ケース会議や四半期ごとの連絡調整会議を開催する。
備考	

④ 復興福祉のまちづくり事業	
事業の目的	移転後を見据えた各自治協議会や市民センター等との協働による被災者支援交流事業。住民同士の交流の場づくりを協働で実施し、被災者の孤立感の解消や軽減を図る。
事業の概要	市民センター等との協働による住民交流事業（音楽イベント等）
備考	平成 29 年度は「音無美紀子の歌声喫茶」
⑤ 地域交流促進事業	
事業の目的	災害公営住宅の整備や自主再建による仮設住居からの退去に伴い、転居先での顔の見える関係作りも課題となっている。当事業をコミュニティづくりのひとつとして、住民同士の交流の機会を支援することにより、住民交流の促進、地域での孤立感の解消や軽減を目的とする。
事業の概要	外部ボランティア講師による創作教室の開催。創作教室終了後に茶話会を実施し参加者同士の交流を図る。
備考	平成 29 年度は「プリザーブドフラワー教室」
⑥ いきいき百歳体操とサロン活動の推進	
事業の目的	被災者の体力維持・向上と地域住民同士の顔の見える関係が築けるよう交流促進を図るもの。
事業の概要	できる限り要介護状態になることなく、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防と住民交流を目的とした「いきいき百歳体操」を普及する。また、百歳体操終了後のお茶会等をあわせて支援し地域の居場所づくり(集いの場)を拡充していく
備考	

⑦ 高校生ボランティア創出事業	
事業の目的	災害公営住宅及び自立再建団地等の支援事業の一環として、高校生との交流の場をつくり、孤立感の解消や軽減をはかる。また高校生が地域に関わる場を提供し、地域社会への理解を深め、地域の一員としての活動を模索するとともに、他県及び市内の高校生相互の交流を通しボランティア活動への関心を高める。
事業の概要	<p>災害協定を締結した栃木県日光市社協との協働事業とし、災害V C運営時にスタッフとして参加した当時の高校生から後輩への「たすきリレー」で醸成されてきた高校生の地域社会への参加意識を深め、高校生との活動を通じてできた学校や地域との関係性を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日光市社協と協働するフィールドワーク ・東松島の高校生を主体とするフィールドワーク ・高校生を主体とするワークショップでのアクションプランの作成 ・復興支援を目的とした災害公営住宅や自立再建団地等での高校生と住民の交流事業 ・日光市での視察・交流会
備考	
⑧ 住民支え合いマップづくりに向けた調査・研修	
事業の目的	一人暮らし高齢者や生活課題を抱える世帯の地域状況を把握するための「見守りマップ」作成に向けた調査や研修を行うもの。
事業の概要	自治会・行政区単位の範囲において、一人暮らし高齢者や生活課題を抱える世帯を「見える化」するマップづくりの手法を学ぶため、実際に取り組んでいる先進地の関係者を招き研修会を実施する。
備考	

⑨ 被災者法律相談強化事業	
事業の 目的	被災者が抱える生活上の法的課題に対し、解決に向けた助言を与えることができるよう、顧問弁護士を配置するもの。
事業の 概要	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援業務上の法律相談 被災者支援に関する会議への出席と法律助言 契約締結等に関する助言及び立会い
備考	
⑩ 復興支援ボランティア団体情報共有化事業	
事業の 目的	市内のボランティア団体や市内外の復興支援関係団体との情報共有を図るため、意見交換の場を形成するもの。
事業の 概要	賛同を得た団体との定例会議の開催
備考	
⑪ 復興支援ボランティアの受け入れ調整と派遣	
事業の 目的	<p>制度による生活支援の対象とならない困りごとに対するボランティアの支援をコーディネートすることにより、被災者が新生活にスムーズに移行できるよう受け入れ調整と派遣を行う。</p> <p>また、住民交流が少ない災害公営住宅等へ交流支援のボランティアの受け入れ調整と派遣を行う。</p>
事業の 概要	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアを必要とする人と支援者のコーディネート (高齢者世帯等における移転時の荷造り支援等のほか、交流支援等の受け入れ調整を行う。)
備考	
⑫ 出前総合相談「福祉なんでも相談所」の開設	
事業の 目的	福祉分野でのあらゆる相談に早期に対応していく為、住民に身近な圏域で気軽に立ち寄れる相談所を開設するもの。
事業の 概要	市民センターや地区センターを会場に、出前型の相談所を開設するもの。 個別の生活相談や地域支え合い活動の立ち上げなど、福祉の領域で幅広く相談に応じていく為、社協各事業担当者や関係機関（民生委員、サポーター等）と協働で実施する。
備考	

⑬ ものわすれ予防事業	
事業の 目的	集団移転先や災害公営住宅などでも増加傾向にある「もの忘れ」を気にしている方が、認知症をはじめ心身の健康について学べる機会を提供するもの。
事業の 概要	頭と体の体操などのアクティビティ、認知症や心身の健康に関する講話を行う。 定員は20名とし、1クールずつの登録制とする。 ※教室を修了したものが実施する活動についてもフォローアップする。
備考	

5. 地域包括支援センター事業拠点区分

(1) 地域包括支援センター事業（東松島市からの受託）

【1】第1号介護予防支援事業

① 第1号介護予防支援	
事業の目的	介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的とし、その心身の状況に応じて、本人の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。
事業の概要	① 要支援認定者及び総合事業対象者に関するサービス計画の作成と報酬請求 ② 介護予防・日常生活支援総合事業業務の委託
備考	

【2】包括的支援事業

① 総合相談支援業務	
事業の目的	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。
事業の概要	ア 地域におけるネットワークの構築 イ 実態把握 ウ 総合相談支援 （a）初期段階の相談対応 （b）継続的・専門的な相談支援
備考	
② 権利擁護業務	
事業の目的	地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。
事業の概要	ア 成年後見制度の活用促進 イ 老人福祉施設等への措置の支援 ウ 高齢者虐待への対応 エ 困難事例への対応 オ 消費者被害の防止
備考	

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業の目的	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関、在宅と施設など、地域において他職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。
事業の概要	ア 包括的・継続的なケア体制の構築 イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ウ 日常的個別指導・相談 エ 支援困難事例等への指導・助言
備考	

④ 在宅医療・介護連携支援事業

事業の目的	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられることができるよう、地域の医療・介護の関係者が連携し、多職種協働により一体的にサービス提供できる体制を整備する。なお、8つの在宅医療・介護連携推進事業に関連し、市が行うものについて、連携しながら協力するものとする。
事業の概要	ア 在宅医療・介護連携に関する相談、調整等 イ 医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例検討
備考	8つの在宅医療・介護連携推進事業 1) 地域の医療・介護サービス資源の把握 2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 3) 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進 4) 医療・介護関係者の情報共有の支援 5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 6) 医療・介護関係者の研修 7) 地域住民への普及啓発 8) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

⑤ 認知症総合支援事業

<p>事業の 目的</p>	<p>高齢化のさらなる進展に伴い、認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中で、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるためには、医療、介護及び地域が有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行うことが重要である。国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の推進を図ることを念頭に置き、地域ケア会議等を活用して、地域における認知症の人と家族を支える仕組みづくりについて、認知症地域支援推進員を中心に市と協働して事業の充実を図る。</p>
<p>事業の 概要</p>	<p>ア 認知症初期集中支援推進事業 (a) 各関係機関との認知症連携体制の構築 (b) 普及啓発 (c) 訪問支援対象者の把握と情報提供 (d) 情報共有等 (e) 認知症初期集中支援終了時</p> <p>イ 認知症地域支援・ケア向上事業 (a) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 (b) 様々な機会を通じた啓発活動の実施 (c) 認知症サポーターキャラバン事業 1) 認知症サポーター養成講座の実施 2) 認知症サポーターの登録と活動支援 (d) 認知症の人の家族への支援 1) 認知症介護者交流会の開催及び継続支援 2) 認知症カフェ等の開設及び継続支援 (e) 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進</p> <p>ウ 会議等の出席 (a) 各種会議等 (b) 認知症ケアに対する多職種連携への取り組み</p>
<p>備考</p>	

【3】多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	
事業の目的	包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティアサービス活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要であることを踏まえ、連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括ネットワーク」の構築のため、これらの関係者との連携に努めるものとする。
事業の概要	多職種の研修会や事例検討や地域ケア会議等を通じてネットワークの構築につなげる。
備考	

【4】地域ケア会議の実施

地域ケア会議の実施	
事業の目的	地域の支援者を含めた多職種による専門的な視点を交え、介護支援専門員のケアマネジメントを通じて適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの検討の課題分析を蓄積し、地域課題を発見し地域に必要な資源開発や地域づくりを行うものとする。また、市とセンターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら取り組みを推進していくものとする。
事業の概要	地域住民や介護支援専門員から支援困難ケース等の相談があった際に、地域住民やサービス事業所等の関係者との会議を開催する。
備考	

【5】指定介護予防支援

指定介護予防支援	
事業の目的	<p>介護保険における予防給付の対象となる認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防支援サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行うものとする。</p> <p>この指定介護予防支援の業務は、センターが行い業務とされており、法 115 条の 22 の指定に基づき、市の指定を受けるものとし、業務の実施にあたっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守するものとする。</p>
事業の概要	<p>① 予防給付対象者に関するサービス計画の作成と報酬請求</p> <p>② 指定介護予防支援業務の委託</p>
備考	

【6】任意事業、その他の業務

いきいき百歳体操の推進	
事業の目的	<p>いきいき百歳体操を実施することで、体力の維持向上ができることと、地域の顔の見える関係ができるようになる。</p>
事業の概要	<p>社協地域福祉課と連携して、保健師による体力測定等を行う。</p>
備考	